

告 示 第 4 6 6 号

平成 2 9 年 4 月 3 日

鹿 児 島 市 長 森 博 幸

鹿 児 島 市 新 南 部 清 掃 工 場（ごみ焼却施設・バイオガス施設）整備・運営事業に関する契約に係る総合評価落札方式による制限付き一般競争入札について（告示）

鹿 児 島 市 新 南 部 清 掃 工 場（ごみ焼却施設・バイオガス施設）整備・運営事業に関する契約に係る総合評価落札方式による制限付き一般競争入札を下記のとおり行うについて、本入札に参加する者に必要な資格及び落札者決定基準を地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 6 7 条の 5 第 1 項、第 1 6 7 条の 5 の 2 及び第 1 6 7 条の 1 0 の 2 第 3 項の規定に基づき次のとおり定めたので、同令第 1 6 7 条の 5 第 2 項、第 1 6 7 条の 6 第 1 項及び第 1 6 7 条の 1 0 の 2 第 6 項並びに鹿 児 島 市 契 約 規 則（昭和 6 0 年規則第 2 5 号）第 3 条の規定により公告します。

記

1 入札に付する事項

(1) 事業名

鹿 児 島 市 新 南 部 清 掃 工 場（ごみ焼却施設・バイオガス施設）整備・運営事業

(2) 事業場所

鹿 児 島 市 谷 山 港 三 丁 目 3 番 地 3

(3) 事業内容

ア 施設整備工事

工事名 鹿 児 島 市 新 南 部 清 掃 工 場 建 設 工 事

工事場所 鹿 児 島 市 谷 山 港 三 丁 目 3 番 地 3

完成期限 平成 3 3 年 1 2 月 3 1 日

施設規模

ごみ焼却施設 約 2 2 0 トン／日（約 1 1 0 トン／日×2 炉）

バイオガス施設 約 6 0 トン／日（約 3 0 トン／日×2 基）

(ア) 設計業務

(イ) 建設業務（試運転及び引渡性能試験、運転管理マニュアル作成、建設廃棄物の処理

・処分を含む)

- (ウ) 測量・地質等の市が提示する調査結果以外に必要な業務
- (エ) 各種申請業務（市が行う申請への協力を含む）
- (オ) 近隣対応業務（事業者が負担すべき範囲）
- (カ) 施設運営に必要な教育訓練その他実施する上で必要な業務

イ 維持管理・運營業務

- (ア) 受入管理業務（搬入ごみの受入判定、料金徴収等）
- (イ) 運転管理業務（運転管理、搬入管理、搬入物の確認、焼却残さの貯留・保管・積込等）
- (ウ) 維持管理業務（施設の検査、点検、補修等）
- (エ) 環境管理業務（公害防止基準値の遵守等）
- (オ) 有効利用業務（バイオガス販売、余熱利用、再生可能エネルギーによる売電及びにそれらに係る事務手続支援等）
- (カ) 情報管理業務（報告書作成・管理、各種情報の管理等）
- (キ) 関連業務（本施設の見学者の受付、見学者対応（一般見学者）及び市が行う見学者対応への支援等）
- (ク) その他実施する上で必要な業務

(4) 事業期間

ア 施設整備工事

契約締結の日から平成33年12月31日まで

イ 維持管理・運營業務

平成34年1月1日から平成54年3月31日まで

(5) 事業方式

本事業は、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号。以下「PFI法」という。）に準じて、選定事業者（選定された入札参加者を構成する企業（以下「構成企業」という。）及び構成企業が本事業の維持管理・運營業務を実施するために株主として出資し、設立する特別目的会社（以下「運営事業者」という。）で構成されるもの。以下「事業者」という。）に一括して設計・建設・維持管理・運営を委ねる方式（以下「DBO方式」という。）により、鹿児島市新南部清掃工場（ごみ焼却施設・バイオガス施設）の整備・運営を行うことを業務範囲とし、契約の形態は、以下のとおりとする。

ア 市と落札者は、基本協定を締結する。

イ 市と事業者は、基本契約を締結する。

ウ 基本契約に基づいて、市は、本施設の設計・建設を担当する建設請負事業者と建設工事請負契約を締結する。

エ 基本契約に基づいて、市は、本施設の維持管理・運営等を担当する運営事業者と運営委託契約を締結する。

2 予定価格

本事業における予定価格は事前公表しない。なお、予定価格は、施設整備費と運営委託料の合計で設定する。

3 入札に参加する者に必要な資格

入札に参加することができる者は、次に掲げる資格要件の全てを満たすものとする。

(1) 入札参加者の構成等

入札参加者の構成等は、次のとおりとする。

ア 入札参加者は、設計企業、建設企業及び運営企業を含む複数の企業のグループ（同一企業がこれらの役割のいくつかを兼任することも認める。）により構成されるものとする。

イ 入札参加者は、運営事業者に出資する者（以下「構成員」という。）及びこれに出資しない者（以下「協力企業」という。）から構成されるものとし、これら以外の者の入札参加者への参画は認めない。

ウ 入札参加者の構成企業のうち、プラントの設計・建設企業は構成員とする。

エ 入札参加者の構成企業のうち、建屋の設計企業、建屋の建設企業及び運営企業は、構成員又は協力企業とする。なお、運営企業のうち、主たる業務を担う1者は構成員とする。

オ 入札参加者の構成企業のうち、建屋の設計企業又は建設企業のうち1者以上及び運営企業のうち1者以上は、鹿児島市内に本店を有する者であること。

カ 入札参加者は、構成員のうち、ごみ焼却施設のプラントの設計・建設企業を、市との交渉窓口となる代表企業とすること。また、代表企業は、運営事業者への最大出資者とする。

キ 本事業の設計・建設業務を共同企業体により実施する場合は、特定建設工事共同企業体（甲型）とするとともに、代表企業が共同企業体の代表者となるものとする。

ク 構成企業は、他の入札参加者の構成企業になることはできない。なお、市が事業者と特定事業契約を締結後、選定されなかった入札参加者の構成企業が事業者の業務等を支援及び協力することは可能とする。

ケ 運営事業者の最低資本金は2億円以上とし、運営期間中これを維持するものとする。

ただし、運営事業者設立から供用開始までの出資金額は任意とする。

コ 運営事業者に出資する全ての構成員は、特定事業契約が終了するまで運営事業者の株式を保有し続けるものとし、市の事前の書面による承諾がある場合を除き、譲渡、担保

権等の設定その他一切の処分を行ってはならない。

(2) 入札参加者の要件

入札参加者の構成企業は、次の各号の要件を満たしていなければならない。

- ア 本事業を円滑に遂行できる安定的かつ健全な財務能力を有していること。
- イ 本事業を効率的かつ効果的に実施できる経験及びノウハウを有していること。
- ウ 本施設のうち、プラントの設計・建設を実施する企業は構成員とし、次の要件を全て満たしていること。なお、複数の構成員で実施する場合は、(ア)及び(イ)は全ての構成員が満たすものとし、(ウ)、(エ)及び(オ)は少なくとも主たる業務を担う1者が満たすこと。
 - (ア) 建設業法第3条第1項の規定による清掃施設工事の特定建設業の許可を受けていること。
 - (イ) 建設業法に規定する清掃施設工事に係る経営事項審査結果の総合評点が参加表明書の提出期限日において1,000点以上であること。
 - (ウ) 清掃施設工事について、建設業法第26条に規定する監理技術者を専任で配置できること。なお、当該監理技術者は、当該企業が直接かつ連続して3ヶ月以上雇用している者であること。
 - (エ) ごみ焼却施設の設計・建設を実施する企業は、地方公共団体の一般廃棄物処理施設について、以下の全ての要件に当てはまる施設の元請での設計・建設実績を1件以上有すること。
 - a 処理方式：ストーカ炉（全連続燃焼とする。）
 - b 平成18年4月以降に竣工した施設、かつ、平成28年4月時点で3年以上の安定稼動の実績を有する施設
 - c 施設規模：1炉あたり日量110トン以上かつ2炉以上の施設
 - d 高効率ごみ発電施設
 - e 参加表明書の提出期限日における鹿児島市建設工事等競争入札参加有資格業者名簿において、清掃施設工事に登録されていること。
 - (オ) バイオガス施設の設計・建設を実施する企業は、地方公共団体の一般廃棄物処理施設について、日量30トン以上の乾式メタン発酵方式によるバイオガス施設の設計・建設工事の受注実績を有すること。
- エ 本施設のうち、建屋の設計・建設を実施する企業は、構成員又は協力企業とし、次の要件を全て満たしていること。なお、設計と建設に分割し、それぞれを別企業によって実施することが可能である。
 - (ア) 建屋の設計を実施する企業
 - 複数の構成員又は協力企業で実施する場合、aは全ての構成員又は協力企業が満たすものとし、bは少なくとも主たる業務を担う1者が満たすこと。
 - a 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の規定に基づく一級建築士事務所

の登録を行っていること。

b 平成18年4月以降に竣工した地方公共団体の一般廃棄物処理施設（ごみ焼却施設）の建屋の設計実績を有すること。

(イ) 建屋の建設を実施する企業

複数の構成員又は協力企業で実施する場合、a、b及びeは全ての構成員又は協力企業が満たすものとし、c及びdは少なくとも主たる業務を担う1者が満たすこと。

a 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の規定による建築一式工事につき特定建設業の許可を受けていること。

b 参加表明書の提出期限日において、鹿児島県内に本店がある企業については、建設工事等競争入札参加有資格業者名簿登載に係る平成28年7月1日付けの登録通知書に記載された建築一式工事の等級が「A級」であること。鹿児島県外に本店がある企業については、建設業法に規定する建築一式工事に係る経営事項審査結果の総合評点が参加表明書の提出期限日において1,100点以上であること。

c 地方公共団体の一般廃棄物処理施設（ごみ焼却施設）の建屋の建設実績を有すること。

d 建築一式工事について建設業法第26条に規定する監理技術者を専任で配置できること。なお、当該技術者は当該企業が直接かつ連続して3ヶ月以上雇用している者であること。

e 参加表明書の提出期限日において鹿児島市建設工事等競争入札参加有資格業者名簿において、建築一式に登録されていること。

オ 運営企業は、主たる業務を担う1者は構成員とし、(ア)～(エ)の要件を満たすものとする。また、主たる業務を担わない構成員又は協力企業は、(ア)及び(オ)～(キ)の要件を満たすものとする。

(ア) 廃棄物中間処理施設の運転管理に直接起因し、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）に基づく罰金以上の刑に処せられたことのある者においては、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過していること。

(イ) 平成18年4月以降に竣工した一般廃棄物を対象とするごみ焼却施設で焼却廃熱を利用したボイラータービン発電設備付のストーカ炉施設の運転管理業務の受注実績を2件以上有していること。

(ウ) 廃棄物処理施設技術管理者に成り得る資格を有し、(イ)の要件の施設において現場総括責任者としての経験を有する技術者を本事業の現場総括責任者として維持管理・運営開始後2年間以上専任で配置できること。

(エ) 参加表明書の提出期限日において鹿児島市建設工事等競争入札参加有資格業者名簿において、清掃施設工事に登録されている者で、建設業法第3条第1項の規定による

特定建設業の許可を受けている者であること。

(オ) 平成26年4月以降に、地方公共団体における機械設備等の運転管理業務であって、1件1,000万円以上の受注実績を有していること。

(カ) 資本金の額が1,000万円以上であること。

(キ) 参加表明書の提出期限日において、常時雇用する従業員が100人以上であること。

カ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者

キ 参加表明書の提出日から入札書類提出日までの間において、鹿児島市建設工事等有資格業者の指名停止に関する要綱（平成8年5月28日制定。以下「指名停止に関する要綱」という。）に基づく指名停止又は鹿児島市が行う契約からの暴力団排除対策要綱（平成26年3月27日制定。以下「暴力団排除対策要綱」という。）に基づく入札参加除外措置を受けていない者

ク PFI法第9条の各号の規定に該当しない者

ケ 会社法（平成17年法律第86号）に基づく特別清算開始命令がなされていない者

コ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続き開始の申立又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続き開始の申立をしていない者（これらの手続き開始の決定後に建設業法に基づく経営事項審査を受け、かつ、更生計画又は再生計画が認可された者も含む。）。

サ 納期の到来している国税、都道府県税、市区町村税を滞納していない者

シ 本事業に係る事業者選定支援業務に関与したパシフィックコンサルタンツ株式会社及び日比谷パーク法律事務所並びにこれらと資本面及び人事面において関連のない者（「資本面において関連のない者」とは、当該企業の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資をしている者以外の者もしくは当該企業が発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資をしている者以外の者をいい、「人事面において関連がない者」とは、当該企業の代表権を有する役員を兼ねている者以外の者をいう。本項において、以下同じ）。

ス 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10の2第4項の規定に基づき、市が意見聴取を行う学識経験者と資本面及び人事面において関連のない者

4 入札参加者の構成等に係る留意事項

(1) 入札参加者は、参加表明書及び参加資格審査申請書等の提出時に構成企業を明らかにするとともに、それぞれが本事業の遂行上果たす役割等を明らかにすること。

(2) 参加表明書提出以後、構成企業の変更は、原則として認めない。ただし、やむを得ない事情が生じた場合は、市と協議のうえ、これを決定する。

(3) 落札者は、特定事業契約の仮契約締結時までに運営事業者を鹿児島市に設立するものと

する。ただし、本施設所在地を運営事業者の本店所在地として登記することはできない。
(4) 落札者の構成員は全て運営事業者へ出資することとし、構成員以外の者の出資は認めない。

5 落札者決定基準

本事業の入札は、総合評価落札方式により実施するものとし、別添の落札者決定基準に従い、落札者を決定する。

6 入札説明書等の公表

(1) 入札公告

平成29年4月3日(月)に入札公告し、同日から市のホームページにおいて、入札説明書、落札者決定基準、様式集、基本協定書(案)、基本仮契約書(案)、建設工事請負仮契約書(案)、運営委託仮契約書(案)、要求水準書、その他これらに付属又は関連する資料(以下「入札説明書等」という。)を公表する。また、要求水準書の添付資料は次のとおり閲覧に供する。

ア 閲覧日時

平成29年4月3日(月)から同月14日(金)まで

ただし、土曜日、日曜日及び休日を除く午前9時から正午まで、及び午後1時から午後5時15分までの間とする。

イ 閲覧場所

鹿児島市環境局資源循環部南部清掃工場

(2) 現地見学

本事業への入札参加を予定する者(法人に限る。)は、事前に建設予定地を見学することができる。現地見学を希望する者は、次のとおり申し込むこと。

ア 見学可能日時

平成29年4月3日(月)から同月14日(金)まで

ただし、土曜日、日曜日及び休日を除く午前9時から正午まで、及び午後1時から午後5時15分までの間とする。

イ 見学申込方法

現地見学申込書(様式あり)に必要事項を記入の上、希望する見学日の2日前(土曜日、日曜日及び休日を除く)の正午までに、電子メールに記入済みの同様式のファイル(Microsoft Word形式)を添付し、鹿児島市環境局資源循環部南部清掃工場施設整備係に送信して提出すること。なお、提出者は電話により、到達の確認を行うこと。現地見学実施日は、市より申込者宛に回答する。

ウ 見学申込先

電子メールアドレス nsei-shisetu@city.kagoshima.lg.jp

(宛先：鹿児島市環境局資源循環部南部清掃工場施設整備係)

電話 099-261-5588

(3) 入札説明書等に対する質問の受付（第1回）

入札説明書等に対する第1回質問を次のとおり受け付ける。

ア 受付期間

平成29年4月3日（月）から同月14日（金）まで

ただし、土曜日、日曜日及び休日を除く午前9時から正午まで、及び午後1時から午後5時15分までの間とする。

イ 提出方法

質問の提出方法は、入札説明書等に対する質問書（様式あり）に必要事項を記入の上電子メールに記入済みの同様式のファイル（Microsoft Excel形式）を添付し、鹿児島市環境局資源循環部南部清掃工場施設整備係に送信して提出すること。なお、提出者は電話により、到達の確認を行うこと。

ウ 提出先

電子メールアドレス nsei-shisetu@city.kagoshima.lg.jp

(宛先：鹿児島市環境局資源循環部南部清掃工場施設整備係)

電話 099-261-5588

(4) 入札説明書等に対する質問への回答の公表（第1回）

提出された質問に対する回答は、平成29年5月2日（火）までに、市のホームページにおいて公表する。ただし、提出者名は公表しない。

(5) 参加表明書及び参加資格審査申請書等受付

入札参加者は、下記ウに示す参加表明書及び参加資格審査申請書等を市へ持参により提出すること。

なお、参加表明書を提出した後に参加を行わない場合は、入札辞退届（様式あり）を提出すること。入札を辞退した場合に、今後、市の行う業務において不利益な取扱いをされることはない。

ア 受付期間

平成29年5月8日（月）から同月16日（火）まで

ただし、土曜日、日曜日及び休日を除く午前9時から正午まで、及び午後1時から午後5時15分までの間とする。なお、書類を持参する際は市に事前に連絡をすること。

イ 受付場所

鹿児島市環境局資源循環部南部清掃工場

ウ 提出書類

別に定める入札説明書等に従い、必要な書類を提出すること。

(6) 参加資格審査結果の通知

参加資格審査の結果については、平成29年5月26日（金）までに入札参加者の代表企業に対し、書面にて通知する。この際、提案者番号等を併せて通知するので、提案書の作成（副本）に用いること。

なお、参加資格が認められた入札参加者名及び入札参加者数については公表しない。

(7) 参加資格がないと認めた理由の説明要求及び説明要求に係る回答

入札参加資格がないと判断された場合、平成29年5月29日（月）から同年6月2日（金）までの午前9時から午後5時15分の間に書面により説明を求めることができる。説明要求に対する回答を、平成29年6月16日（金）までに入札参加者の代表企業に対し送付する。

(8) 入札説明書等に対する質問の受付（第2回）

本事業への入札参加資格が認められた入札参加者を対象に、入札説明書等に対する第2回質問を次のとおり受け付ける。

ア 受付期間

平成29年5月29日（月）から同年6月7日（水）まで

ただし、土曜日、日曜日及び休日を除く午前9時から正午まで、及び午後1時から午後5時15分までの間とする。

イ 提出方法

質問の提出方法は、入札説明書等に対する質問書（様式あり）に必要事項を記入の上、電子メールに記入済みの同様式のファイル（Microsoft Excel形式）を添付し、鹿児島市環境局資源循環部南部清掃工場施設整備係に送信して提出すること。なお、提出者は電話により、到達の確認を行うこと。

ウ 提出先

電子メールアドレス nsei-shisetu@city.kagoshima.lg.jp

（宛先：鹿児島市環境局資源循環部南部清掃工場施設整備係）

電 話 099-261-5588

(9) 入札説明書等に対する質問への回答の公表（第2回）

提出された質問に対する回答は、平成29年6月23日（金）までに、市のホームページにおいて公表する。ただし、提出者名は公表しない。

(10) 入札書類の受付

本事業への入札参加資格が認められた入札参加者から、下記の要領により入札書類を受け付ける。入札書類の提出方法は持参とし、その他の方法による提出は認めない。入札書類を確認後、市は受領書を発行する。

ア 受付期間

平成29年6月26日（月）から同年7月14日（金）まで

ただし、土曜日、日曜日及び休日を除く午前9時から正午まで、及び午後1時から午後5時15分までの間とする。なお、書類を持参する際は市に事前に連絡をすること。

イ 受付場所

鹿児島市環境局資源循環部南部清掃工場

ウ 入札書類

別に定める入札説明書等に従い、必要な書類を提出すること。

7 参加資格及び入札書類の審査

(1) 審査及び選定に関する事項

ア 審査の手順及び方法

(ア) 参加資格審査

市は、参加表明時に提出する参加資格審査申請書等について、参加資格要件の具備を確認し、参加資格審査結果を入札参加者に通知する。参加資格要件を満たしていない場合は失格とする。

(イ) 入札書類審査

a 提案書審査

(a) 提案内容の基礎審査

市は、提案書に記載された内容が、落札者決定基準に示す基礎審査項目を全て満たしていることを確認する。基礎審査項目について1項目でも満たさないことが確認された場合は失格とする。

(b) 提案内容の加点審査

市は、基礎審査項目を全て満たしていることが確認された入札参加者について、落札者決定基準に示す加点審査の方法に従い、提案書の加点審査を行う。なお審査に当たっては、市は下記に示す学識経験者より意見を聴取する。

- ・荒井 喜久雄 公益社団法人全国都市清掃会議 技術指導部長
- ・島岡 隆行 九州大学 大学院工学研究院環境社会部門教授
- ・大前 慶和 鹿児島大学 法文学部経済情報学科教授

b 開札

市は、入札書に記載された入札価格が、予定価格を超えていないことを確認する。予定価格に達する入札を行った入札参加者が1者もない場合は、予定価格に達する入札が1者以上あるまで、2回を限度に再入札を行う（再入札は、施設整備費の変更のみ認める）。予定価格に達する入札があった時点で、入札価格が、予定価格を超えている入札参加者は、失格とする。

c 最優秀提案の選定

市は、非価格要素（提案内容の加点審査）と価格要素（入札価格）の合計である

総合評価値が最も高い提案を最優秀提案として選定する。ただし、総合評価値が最も高い提案が2以上あるときは、当該提案者にくじを引かせて最優秀提案を選定する。

イ 落札者の決定

市長は、最優秀提案の選定結果を踏まえ落札者を決定し、入札参加者に結果を通知するとともに、市のホームページにおいて公表する。

ウ 事務局

事業者の募集及び選定に係る事務局は、鹿児島市環境局資源循環部南部清掃工場施設整備係とする。

8 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

免除する。

(2) 契約保証金

ア 建設工事請負契約については契約金額の100分の10以上とする。なお、契約保証金の納付に代わる担保の提供又は契約保証金の免除については、建設工事請負仮契約書(案)による。

イ 運営委託契約については、契約に定める各年度の運営委託料の100分の10以上とし、各事業年度の開始日までに納付するものとする。なお、契約保証金の納付に代わる担保の提供又は契約保証金の免除については、運営委託仮契約書(案)による。

9 最低制限価格及び低入札調査基準価格

設定しない。

10 開札の日時

平成29年9月(※日時・場所の詳細については追って通知する。)

なお、開札は、入札参加者又はその代理人の立ち会ひの上行うものとし、入札参加者又はその代理人が立ち会わないときは、当該入札事務に関係のない市職員を立ち会わせるものとする。

11 入札の無効等

(1) 次のいずれかに該当する場合には、無効とする。

ア 入札参加の資格のない者及び申請書に虚偽の記載をした者のした入札

イ 委任状を持参しない代理人のした入札

ウ 入札書に記名押印のないもの又は記載事項を判読しがたいもの

エ 2以上の入札書(他の入札参加者の代理人として提出する入札書を含む)による入札

オ 入札金額が加除訂正されている入札書による入札

カ 入札金額以外の記載事項について訂正し、訂正事項に訂正印のない入札書による入札

キ 記載した文字を容易に消字することのできる筆記用具を用いて記入した入札書による入札

ク 明らかに連合によると認められる入札

ケ 上記に掲げるもののほか、入札に関する条件に違反した入札

(2) 代理人による入札をしようとするときは、入札前に委任状を提出すること。

(3) くじによる落札者の決定においては、該当入札者は、くじを辞退することはできない。

(4) 提出した入札書は、書換え、引換え又は撤回することはできない。

1 2 契約手続等

(1) 市は落札者を決定し、落札者と基本協定を締結する。

(2) 落札者は運営事業者を設立し、落札者、運営事業者及び市で基本契約の仮契約を締結する。

(3) 基本契約の仮契約の合意内容に基づき、市は、建設請負事業者と建設工事請負契約の仮契約を締結する。また、運営事業者と運営委託契約の仮契約を締結する。

(4) 市は、特定事業契約にあたっては、平成29年12月（予定）の市議会において、建設工事請負契約締結議案を提出する予定であり、議決を経たときから、当該契約を本契約とみなす。基本契約及び運営委託契約も建設工事請負契約締結議案の議決をもって、当該契約を本契約とみなす。

(5) 落札者が特定事業契約を締結しない場合、市は、当該グループを除いた総合評価値の高い者から順に、契約交渉を行う場合がある。

1 3 その他

詳細は、入札説明書等によるものとする。

1 4 問い合わせ先

〒891-0131

鹿児島市谷山港三丁目3番地3

鹿児島市環境局資源循環部南部清掃工場施設整備係

電話 099-261-5588

FAX 099-261-1566

電子メールアドレス nsei-shisetu@city.kagoshima.lg.jp